

○第一種貯蔵所軽微変更届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第19条第2項
一般則第28条第2項
液石則第29条第2項

適用

- ・貯蔵する高圧ガスが通る部分取替えの工事であって貯蔵能力が変更しないもの
- ・貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分の変更の工事
- ・貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分以外の貯蔵所に係る設備の変更の工事
- ・貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

※ただし、貯槽及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分の取替えの場合には軽微な変更の工事とはならず、許可が必要。

また、高圧ガス設備の取替えについては、大臣認定品、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査し、合格したものとの取替え、保安上特段の支障がないものとして認められたもの（可とう管〈高圧ホース、金属フレキ管等〉であって、KHK又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの）への取替えのみが軽微変更に該当する。

必要書類

1. 第一種貯蔵所軽微変更届書
(一般則様式第11、液石則様式第11)
2. 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
3. 法第19条第1項ただし書きの工事に該当していることを示す図面
4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
(添付すべき書面及び図面)
 - (1) 事業所配置図
 - (2) 貯蔵所の平面図
5. 届出手続きの権限を示す委任状 (代表者以外の者が申請手続きを行う場合)